

平成23年度 学校教育計画

第1 めざす学校像

1 児童生徒に対して

- ① 児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりが社会の一員として生きがいを持ち、積極的に社会に参画する意欲と態度を養う学校
- ② 安全で安心して過ごせる学校
- ③ 一人ひとりに適した卒業後の進路先を保障できる学校

2 保護者、地域、社会に対して

- ① 学校の指導方針に対する取り組みがよくわかる学校
- ② 特別支援教育のセンター校としての機能を発揮し、地域から期待される学校

3 教職員に対して

- ① 研修・研究を大切にし、専門性を高めるために互いに協力しあうことのできる学校
- ② 一人ひとりが教職員としての自覚と誇りを持ち、責任を分担しあい、健康で働くことのできる学校

第2 学校教育活動の方針

1 学習指導の方針

(1) 教科指導の方針

個別の指導計画に基づき、個々の児童生徒の実態や教育的ニーズに応じて、系統的・体系的な指導に努めるとともに、その過程を通じて心身のバランスのとれた発達を図る。

【小学部】

障がいの状況や発達年齢・生活年齢に即した学習の系統化・具体化に努め、「考える力」の育成を図る。

- ① 障がい状況や発達段階に適応した集団を基盤とし、生活全般をとらえた指導を行う。
- ② 学習状況や到達度を的確に把握し、それに対応した教材・教具の開発・精選に努める。
- ③ からだへのゆさぶりや、視覚・聴覚・触覚などの感覚に直接響く取り組みを展開する。
- ④ 大人との共感関係をつくり、それを土台にして人やものに自ら関わっていく力を養う。
- ⑤ 豊かなあそび、教科学習前の取り組みも重視し、基礎学力を培う。
- ⑥ 校外学習指導や視聴覚教材の活用、直接体験のできる学習活動の充実に努め、生活経験の拡大を図る。
- ⑦ 人間関係を形成する力の育成

【中学部】

豊かな自己表現のために、基礎学力を獲得させ、これを遊びや生活の中に創造的に取り入れさせ、現在と未来に向かった「生活をきりひらく力」を身につけさせる。そのために、綿密

な個別の指導計画の作成に力を注ぎ、生徒一人ひとりの個性や課題を尊重する指導を行ない、力を伸ばしていく。

- ① 生徒の実態に対応した適切な集団を編成し、生活と学習全般にわたった指導をおこなう。
- ② 生徒一人ひとりの課題に応じた教材・教具の精選・工夫を行う。
- ③ からだへの働きかけを通じて、生理的基盤の確立及び健康の維持・増進を図る。
- ④ 教師や友人との共感関係の中で笑顔・発声・身ぶり・言葉等の豊かな感情表現を促す。
- ⑤ 校外行事等、直接体験のできる学習活動の充実に努める。

【高等部】

- (1) 卒業後の生活に必要な諸能力を育成することを目指して、教科および生活指導、特別活動を通じて、身体機能の向上と科学的判断力の獲得および社会性の伸張を図る。
- (2) 学習到達度・発達段階・障がいの程度に適応した類型(コース=学習集団)ならびに、同一学年生徒によるホームルーム学級(生活・特別活動の基礎集団)を編成する。
- (3) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、それに基づいて生徒の将来を見据えた教育を行う。
- (4) 「総合的な学習の時間」の指導
 - ① 次のようなねらいをもって、「総合的な学習の時間」の指導を行うものとする。
 - (i) 自らの課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
 - (ii) 学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方、生き方を考えることができるようにすること。
 - ② 他の教育活動と違って、各コース、グループ、各学年の枠組みにとらわれずに個々の生徒の興味・関心・能力・適性にあった、次のような学習活動を行うものとする。
 - (i) 国際理解、情報、環境、福祉・健康等の横断的・総合的な課題についての学習活動。
 - (ii) 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動。
 - (iii) 自己の在り方、生き方や進路について考察する学習活動。
- (5) 多様な教材・教具を研究・開発し、生徒の経験領域の拡大を図る。
- (6) 校外学習・修学旅行等で得られた社会経験・見聞を日常の学習活動に生かす。

(2) 情報教育の方針

- 1 インターネット等の情報や情報機器を積極的に活用し、「情報活用の実践」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」を目標とし、生徒の応用力を育成すると共に社会参加・自立を目指す。
- 2 調査・観察・実験などの直接体験を伴う学習についても情報機器を積極的に活用し、情報活用能力や自己表現力の育成を図る。
- 3 入力機器等の支援技術を用い、「コミュニケーション能力の育成」や「学習の補助的手段としての活用」を進める。具体的には、自立活動の課題を把握し連携を取りながら、次の5つの情報機器の活用を図る。
 - ① AT(アシスティブテクノロジー)としての活用
 - ② 興味関心を高め、効果的に授業を行うための活用

- ③ 認知機能及び自己表現を補うための活用
 - ④ 社会性を広げるための活用
 - ⑤ 社会の変化に対応出来るようにするための活用
- 4 指導内容の概要は以下のものがあるが、実際の指導に当たっては児童生徒の障がいの実態に合わせて指導内容や指導方法を考えていく。

【小学部】

- ① 情報機器を活用し、直接的な体験を重視し、疑似(バーチャル)体験と実体験の違いに気づかせ、本物の感覚を育成する。
- ② 遊び的な活動を通して積極的に触れることが出来る機会を増やし、情報機器に親しむようにする。
- ③ 情報機器をコミュニケーションを図るための手段として活用できることを体験させる。
- ④ 児童の実態を考慮に入れ、情報機器を感覚刺激機器、拡大装置として使用し、感覚に訴える指導を行う。

【中学部】

- ① 情報機器を小学部の遊び的な活用から実用的な活用へと進める。
- ② 課題解決学習を進めていくための道具として情報機器の活用を図ると共に、表現活動の一つの手段としての使い方について学習する。
- ③ コミュニケーションを図るための手段として情報機器を活用させる。また、情報社会におけるルールを学習させる。
- ④ 生徒の実態を考慮に入れ、情報機器等を感覚刺激機器、拡大装置として使用し、感覚に訴える指導を行う。

【高等部】

- ① 小・中学部(学校)での学習を活かし、問題を発見し、情報を収集し、まとめ・発表する一連の活動を行うと共に、情報についての科学的な理解を深める。
- ② インターネットを通して、様々な人たちとの交流を積極的に進めると共に、情報社会の危険性について十分に理解させ、情報社会に参画する態度の育成に努める。
- ③ 情報機器を利用したコミュニケーションについて、生徒の特性に合わせて活用する。
- ④ 生徒の実態を考慮に入れ、情報機器を感覚刺激機器、拡大装置として使用し、感覚に訴える指導を行う。

(3) 訪問教育の方針

1 指導の方針

対象の児童生徒ならびに保護者との信頼関係を大切にし、主に次の指導に取り組む。

- (1) 体調の把握を十分にしたらうえて、姿勢変換や身体をうごかす取り組みを行う。
- (2) 様々な感覚や刺激を味わい、経験を重ね、人や物との関わりを深められるようにする。
- (3) 生活空間の広がりを大切にし、スクーリングを含め様々な形で外の世界と接する機会を

持たせるようにする。

(4) 所属クラス・グループの授業内容を可能な限り取り入れる。

2 指導の計画

(1) 発達課題や身体の状態に応じた個別の指導計画を立てる。

(2) 必要に応じて養護教諭や自立活動担当者が担任とともに訪問し、指導する。

(3) 保護者との連携を大切にする。また、病院に入院中の児童生徒については、十分に病院側とも連携しながら指導する。

3 指導の体制

(1) 訪問兼任制のよさを生かし、所属クラス・グループとの連携を大切にする。

ただし、一つの学部には訪問生が多数在籍する間は、訪問専任制をとりながら訪問指導にあたる場合がある。

(2) 訪問回数については、週3回を原則とする。

(3) 医療的ケアを必要とする訪問生の病院訪問および在宅訪問は、実態に応じて複数指導体制をとる。

(4) 在宅訪問は、保護者在宅を原則とする。

(5) 訪問生の学部進学にあたっては、通学生とは別に入学観察・入学決定検査および引き継ぎを行う。

2 自立活動の方針

多様な児童生徒の障がいの実態に対応し、個々に応じた自立活動の課題を明確にして指導を展開する。

- ① 生命維持機能の維持・向上
- ② 二次障がいの出現を防止し、その固定化の防止
- ③ 体力の向上、応用動作の向上
- ④ 上肢機能の向上、巧緻動作の向上
- ⑤ コミュニケーション能力の開発・向上
- ⑥ 自己の障がいを正しく理解・受容し、積極的かつ意欲的な生活を送る態度の育成
- ⑦ 人間関係を形成する力の育成

また、児童生徒の個々の実態に基づき、最も適切な指導を行うために個別の指導計画を作成し、系統的・継続的・専門的な指導を行うと共に、各教科や日常生活における指導と密接に関連づけながら指導を実践していく。

さらに、個別の指導計画を基にして学部の枠を超えて自立活動担当者が連携を取り、随時指導内容の検討を行いながら、小中高一貫した指導、児童生徒の将来に目を向けた指導を展開していく。

【小学部】

基本的な課題を重視し、部分的な指導にとどまらず、からだ全般にわたって指導を行う。

【中学部】

心身ともに大きく変化する時期であり、二次障がいの進行・防止をはかり、将来を見通した運動機能の改善・向上を目指すほか、コミュニケーション力の育成をめざした指導を行う。

【高等部】

自己の障がいを認識するとともに、二次障がいの進行・防止、身体諸能力の拡大やコミュニケーション能力の向上を通して、社会の形成者として主体的によりよく生きる力をつけること養う。

3 特別活動(児童生徒活動)の方針

- 1 集団活動の中で集団の一員としての自覚を育てながら、児童生徒の個性や能力を伸ばすとともに、協力してよりよい生活を築く自主的・実践的な態度を育てる。
- 2 小学校の児童または中学校・高等学校の生徒および地域社会の人々と共に活動する機会を設け、社会的な視野を広げる中で学習の意欲を高める。

【小学部】

児童会諸活動や、楽しい行事を通じ、ともに活動する中で、仲間意識を育て、一人ひとりが自主的・創造的に活動できるよう努める。そして児童が楽しく生き生きとした学校生活を送ることが出来るように配慮する。

- ① 「あそび」や直接経験、児童の要求に合わせた活動を豊富に取り入れ、経験の幅を広げる。
- ② さまざまな行事を通して、いろいろな人とのかかわりを受け入れ、交流を楽しむなかで社会性を育てる。

【中学部】

自他の障がいを正しく見つめる力、一人ひとりの人格を大切にできる力を育て、生徒会活動を中心にした生徒の自治能力を高めていく。

- ① 学年・クラス集団を基礎に活動を組織し、日常の活動を大切に、友情を深め育てる。
- ② 学部行事・学校行事などを学校生活の節として位置づけ、年間計画に基づき、自主的・創造的に取り組む力を育てる。
- ③ 学校行事では他学部児童生徒と協力し、積極的に取り組んでいく力を育てる。
- ④ 交流を通して他校の生徒の実態を知るとともに、視野を広げ、自らの障がいについて正しく自覚・理解し、積極的に生きる力を育てる。

【高等部】

生徒の個性・能力を生かした多様な集団を編成し活動する中で、自主的・創造的態度を育てるとともに、社会性を身につけさせ、将来において自己をたくましく実現する能力を

養う。

- ① 学級活動を基盤に全教職員の協力のもとに活動させる。
- ② 一人ひとりの要求に基づく活動を生徒自身の力によって企画・運営させる。
- ③ 学年間・学級間の交流活動を進めさせる。

4 道徳教育及び児童生徒指導の方針

1 児童生徒の実態を踏まえ、障がいに基づく種々の困難を克服してたくましく生きようとする意欲を高め、明るい生活態度、自主的な道徳心を育てる。

- (1) 特別活動をはじめ、すべての教科・領域の中で児童生徒集団による自主的活動を重視し、役割や規律に対する自覚を高める。
- (2) 障がいを克服し、社会的自立と連帯の精神、民主的で道徳的な判断、心情、態度の育成を図る。
- (3) 児童生徒の障がい・発達・生活態度を踏まえた系統的な指導目標・計画を立て、全教職員の協力のもとに進める。

2 安全な生活の実践に必要な習慣や態度を養う。

- (1) 学校生活全般にわたり、施設・設備の安全な利用に積極的に関心を持ち、危険箇所および危険物などの発見や対策に取り組む態度を養う。
- (2) 障がい状況および発達に応じて安全な生活のために必要な知識や技能を習得させる。
- (3) 日常生活全般にわたり、安全な行動をとることができる態度や能力を養う。

【小学部】 安全についての知識や態度を養う。

【中学部】 日常生活全般にわたり安全に行動できる態度を養う。

【高等部】 学校や家庭・社会において基本的な生活習慣を確立し、安全に行動できる態度を養う。

5 進路指導の方針

小学部入学から高等部卒業までの一貫した進路指導をめざし、制度や時代の変化に即して体制のあり方についてたえず検討を図る。一人ひとりの適切な進路保障をめざし教育内容の精選と指導・支援の効率化に努める。また保護者への理解啓発に努める。

【小学部】

全児童に対し、教育活動の全領域において、次のことを重点に指導する。

- ① 個人の発達状況を踏まえて社会生活に関する理解を深め、将来に対して展望をもつように指導する。
- ② 家庭と学校の密接な連携によって、児童が充実した地域生活を送ることができるような人間性を養うとともに、地域の児童との交流が深まるよう援助する。
- ③ 学級指導および特別教育活動において、各個人の力を発揮できるように配慮した集団活動を充実させ、その中で科学的なものの見方・判断力を養う。

【中学部】

将来の社会の一員としてふさわしい人格を育成するとともに、生徒一人ひとりの自己実現をめざして、次のことを重点に指導する。

- ① 将来の自己のあり方について考え、自己の能力や障がい状況を正しく認識し、それに応じた適切な学習や自立活動に励むように指導する。
- ② 宿泊学習や修学旅行などの学校行事を通して、集団の中での自己のあり方を考えさせ、日常生活動作の能力を高めるように指導する。
- ③ 地域や社会の問題に関心を持たせ、障がい者の置かれている社会状況を把握して社会参加をはかる力を育てる。

以上の重点・計画を進める上で保護者との懇談を重視し、進路問題について共通理解を深め、卒業生の状況を常に把握することに努める。

【高等部】

生徒が卒業後、社会の一員としての自覚を持ち、地域で「生きがいのある生活」を送ることができるように、次のことを重点に指導する。

- ① 生徒が卒業後の自己のあり方について自ら考え、長期的視点に立って主体的に進路を選択できるよう計画的に指導する。
- ② 個々の生徒の障がい状況・能力・適性に応じた指導を行う。
- ③ 身辺処理能力、日常生活能力、作業能力、学力、社会適応力等の向上を図る。
- ④ 進路先の見学・実習、地域で生活する障がい者の生き方を知る機会等を設け、地域での生活、就労へのスムーズな移行を支援する。
- ⑤ 保護者の進路に関する理解を深めるとともに連携を図る。
- ⑥ 生徒の希望に応じた進路指導をめざし、関係機関と連携して進路先開拓・決定を進める

6 人権尊重の教育の方針

児童生徒一人ひとりの発達への要求を大切にし、基本的人権、教育を受ける権利を守る教育活動を進めるとともに、児童生徒の障がいと障がい者問題についての科学的認識を深め、民主的人格の育成をはかる。

- 1 日常の学級指導・教科指導・特別活動の中で、また家庭との連携を通じて児童生徒の実態を明らかにし、生活や考え方、発達への要求・課題を把握する。
- 2 児童生徒の人間形成のすべての面での発達、基礎学力の保障がはかれるよう、全教育活動を通して指導の充実に努める。特に重度・重複の児童生徒の指導と安全・健康管理の充実に努める。また、児童生徒の障がいと発達および生活の状況に応じた教育活動を設定し、多様な集団編成に努める。
- 3 児童生徒の身近な問題を具体的に提起して、人権に対する正しいものの見方、考え方を身につけさせる指導を日常的に進める。さらに、発達段階に応じて、民主主義を実現する課題として障がい者問題を適切に提起して系統的に学習することを通して、人

権に対する科学的認識を深められるようにする。

- 4 児童会・生徒会や学級活動をはじめ、集団活動の中で自主的に行動するとともに、お互いの要求や意見、人権を尊重し協力してよりよくしていく民主的態度を育てる。

【小学部】【中学部】

- ① 日常の学級指導・教科指導・特別活動の中で、また家庭との連携を通じて児童生徒の実態を明らかにし、一人ひとりの発達への要求・課題を把握する。
- ② 発達課題、障がい状況、生活態度の似通ったクラスでの指導を充実させることを基本に障がい・発達の異なる多様な集団での活動を保障する。
- ③ 友だち、家族、学校生活、地域での生活など身近な問題を中心に持ち上げ、自分を見つめ、友達や家族を大切に、地域や社会にも目を向けさせる。
- ④ 発達状況を踏まえ、児童会・生徒会活動や「障がい者の日」の取り組みなどを通じて、自らの障がいを認識し、克服していく力をつけさせる。
- ⑤ 可能な限り児童会・生徒会など自主的・自治的活動の機会を保障し、すべての児童生徒が大切にされ、また参加できるように内容や参加方法・形態などを工夫させる。

【高等部】

- ① 「現代社会」、特別活動等の関連教科・領域において人権にかかわる教材、問題を積極的に持ち上げ科学的認識を育てる。
- ② 進路指導に際しては、技能・基礎学力を向上させ、民主社会の形成者としての力量を育てる。
- ③ 生徒会や学級活動などの集団活動を通してお互いの人格を認めあい、共に協力し生活をより豊かに高めていく力を育てる。

7 健康管理と指導の方針

- 1 健康な生活の実践に必要な習慣や態度を養うとともに保健知識を身につけ、深める。
 - (1) 健康管理のための保健知識を身につける。
 - (2) 個々の障がいおよび健康上の課題を認識し、自己管理のできる能力を養うとともに課題解決に必要な知識を習得する。
 - (3) 日常生活における生活習慣・態度の確立をめざす。
 - 【小学部】 基本的な生活習慣の確立に努める。
 - 【中学部】 健康管理のための基礎的な保健知識を身につける。
 - 【高等部】 自己管理のできる能力を養うとともに必要な知識を習得する。
 - (4) 学習しやすい環境条件の整備に努める。
- 2 健康的な食生活を実践する力を身につける。
 - (1) 栄養のバランスを考え、児童生徒の実態に即した給食の実施に心がける。
 - (2) 健康な食生活に必要な栄養・食品・衛生等の知識を身につける。
 - (3) 食事の自立をめざす。

8 センターの機能の発揮・充実の方針

(1)生活について

生活リズム、人との関わりや身体のこと、姿勢のこと、コミュニケーション、食事指導やそれに関する自助具の紹介をしていく。

(2)教材について

教育活動に役立つ教材や教育機器の紹介をしていく。

(3)福祉について

福祉制度、福祉サービスについての情報を提供していく。

(4)教育相談・巡回相談について

地域の小中学校の相談に応じて、支援やアドバイスをを行う。

9 教員の研修方針・研修計画

1 研究目標

児童生徒の発達・障がいを正しくとらえ、生き生きとした活動を保障するため、教員の専門性の向上を目指す。

2 年間計画

(1)研修

- ① 校内研修会を年間に2回程度実施する。
- ② 新転任研修会(バス乗車を含む)を実施する。
- ③ 授業見学など授業研究をしやすい環境づくりを検討する。
- ④ 外部機関との連絡・交流、外部研究会参加・協力等を推進する。

(2)研究実践のまとめ紀要「いばらき」を発行する。

(3)発達検査

校内においては各発達検査(新版K式発達検査、WISC-III、KIDS 等)の概要の紹介と研修をする。また、外部機関での発達検査講習会等を紹介し、受講を勧め、検査の出来るスタッフを増やす。

(4)資料

資料係は研究部ニュースの発行、研究図書や雑誌の紹介、各種研究会の案内、資料整理等を行う。

第3 本年度重点となる教育目標・計画

1 本年度の教育目標

- 1 児童生徒が安全安心に学校生活を送れる環境整備に努め、事故ゼロをめざす。
- 2 保護者と協力した「個別の教育支援計画」の早期作成と活用を図る。
- 3 充実した ICT 環境を活かし、児童生徒の情報教育等を推進する
- 4 新学習指導要領に沿った教育課程の見直しを行う。

2 本年度の具体的な取組計画

(1) 学習指導

【小学部】

- ① 基礎集団を新1年生は学年で編成し、2年生以上の児童の実態や状況に応じた7グループを課題別基礎集団として、教育活動を展開する。
また、各教科・領域では多様化に対応した適切な学習集団を編成し、課題により集団指導や個別指導できめ細かな指導を行う。
- ② 「個別の指導計画」を基に授業を計画・実践し、評価・通知票表記へとつなげて考え、日々の活動に活かせるようにする。
- ③ 児童に応じた教材・教具の開発に努め、AACの活用など指導方法を工夫しながら、興味・関心を引き出し効果的な指導を行う。

【中学部】

- ① 生徒の実態・状況に応じた5つのグループを基礎集団として、教育活動を展開する。さらに個々の状況に応じた個別の時間を設定して、課題解決に向けて場の設定を行う。
- ② 「個別の教育支援計画」を大きな柱としながら、個別の指導計画を基に授業計画、実践、評価を行う。
- ③ 生徒の実態に応じた教材・教具の開発に努め、AACの活用など指導方法を工夫しながら、興味・関心を引き出し、効果的な指導を行う。

【高等部】

{普通課程}

[Aコース]

- ① 個々の生徒の実態を考慮しつつ、高等学校学習指導要領に基づく高等学校・普通科に準ずる指導を行う。
- ② 生徒の実態に即した学習集団を編成し、基礎学力の向上を図るとともに自主性・社会性を培う。

[Cコース]

- ① 個人の課題に合わせて、学習集団を編成する。
- ② 各教科において基礎的な段階の学習を行う。
- ③ 体験学習を重視した時間(総合実習)を設け、基本的な生活習慣、自主性、社会性、作業意欲等を培う。
- ④ 総合実習の活動は、個々の課題に対して、目的意識を持たせ、積極的に取り組む姿勢を育てる。
- ⑤ 総合実習で体験したことを各教科の学習や日常生活に生かす。

[Eコース]

- ① 個々の発達を保障し、課題別等の学習集団を編成する。
- ② 健康の維持・増進および体力の向上をはかる。
- ③ 心身へ豊かに働きかけ、外界への興味・関心を広げ、社会性や認識する力を養う。

{生活課程}

[Bコース]

- ① 個人の実態や特性に合わせて多様な学習集団を編成し、基礎的な学力の向上をはかる。あわせて基本的な生活習慣および社会性を培う。
- ② 作業学習を通して、自主的に課題に取り組み、社会生活において必要となる基本的な知識や技術を高める。また、働くことの意義を理解し、就労に必要な能力を高め、社会的自立をめざす。
- ③ 校外徒歩体験等の機会を設定し、心身の忍耐力・持久力の向上をはかる。

[Dコース]

- ① 生徒の実態と特性に合わせた学習集団を編成するとともに、学習環境を整備し、学習意欲を高める。
- ② 作業学習を通して、手指や道具の操作性を高める。
- ③ 人とのかかわりを大切にし、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、外界への働きかける力を養う。

{情報コース}

- ① 情報活用の基礎的な力を育てる。
- ② 情報教育を通して、社会的な自立を目指す。

[Fコース]

- ① 個々の生徒の実態を考慮しつつ、高等学校学習指導要領に基づく高等学校・普通科に準ずる指導を行う。
- ② 生徒の実態に即した学習集団を編成し、基礎学力の向上を図るとともに自主性・社会性を培う。

[Gコース]

- ① 作業学習を通して、自主的に課題に取り組み、社会生活において必要となる基本的な知識や技術を高める。また、働くことの意義を理解し、就労に必要な能力を高める。
- ② 校外徒歩体験等の機会を設定し、心身の忍耐力・持久力の向上を図る。

(2) 自立活動

自立活動に関する指導を各学部教育活動全般にわたって位置づけ、特設の自立活動の時間と関連させて全教職員の共通理解による指導を行う。

【小学部】

からだ・健康といった領域を重視し、特に学習・日常生活面での姿勢のチェックを行い、一人ひとりの児童にとってより良い状況をつくっていく。

また、特に健康管理面で配慮を要する重度の児童については、医療との連携をとりながらすすめていく。将来につながるコミュニケーション力の開発・向上をめざしていく。

【中学部】

からだの成長発達に伴う二次障がい等の出現をより軽減していくとともに、日常生活での自立を目的とした運動機能の向上を目指し、からだの指導を中心に行うほか、身体面の課題が少ない生徒に対して心理面の安定やコミュニケーション力の向上・人と関わる力の育成を目指した指導を行い、各グループに応じた細やかな内容で指導を行っていく。

【高等部】

すべての教育活動において、健康保持・からだづくりおよび卒業後の生活も見通し、QOLやADL、人間関係を調整する力の向上をめざしながら、個々の生徒のニーズに応じた指導をすすめていく。

(3) 児童生徒活動

	児童生徒活動係	交 流 係	人権係
小学部	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会 ・全児童フェスティバル(2回) ・交流行事でのあいさつ ・6年生を送る会 ・学期ごとの活動報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・芋苗植え ・芋掘り・焼き芋大会 ・餅つき大会 ・作品展で福井小児童や郡小児童の作品を展示 	<ul style="list-style-type: none"> ・「私の言いたいこと」の文集づくり ・放送発表 ・舞台発表
中学部	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会役員選出 ・新入生歓迎会 ・卒業生を送る会等 ・その他諸行事のなかで生徒会役員が進行・発表などを行う ・学期ごとの活動報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・茨木市立平田中学校との学校間交流(文化祭見学など) ・居住地校交流(希望者) 	
高等部	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会 ・生徒会選挙 ・生徒総会 ・春日丘高校との交流 ・3年生を送る会 ・学期ごとの活動報告 	<ul style="list-style-type: none"> 《春日丘高校との交流》 ・生徒会交流(本校) ・ひまわりフェスタ(合同演奏と交流) ・春日丘高校文化祭訪問(本校生徒作品を展示) ・本校作品展に春日丘高校生の作品を展示 	

(4) 進路指導

(1) 福祉

- ① 各種福祉サービスおよび各市の障がい者福祉の動向に関する情報の収集、提供に努め、進路や地域生活に関する興味・関心を喚起する。
- ② 施設見学・体験実習等啓発的体験の機会を設け、進路に関する認識を深めさせる。
- ③ 施設利用・各種福祉サービス利用に関する相談を行う。
- ④ 福祉事務所・支援センター等関係機関との連携を積極的に行う。

(2) 就職

- ① 就業体験実習・企業見学・求人情報等の提供を通して、就労に関する興味や動機づけを高める。
- ② 個々の生徒の状況および課題把握を計画的に実施し、生徒および保護者に対して具体的な進路指導を行う。
- ③ 公共職業安定所と連携して、実習先開拓および現場実習を行う。
- ④ 公共職業安定所と連携して、個々の事業所における採用条件の整備に努める。

(3) 進学

- ① 大学・各種専門学校等に関する情報や資料を提供し、進学に対する認識を深めさせる。
- ② 希望する進学先との連絡を密にし、進学の支援を行う。

(5) 学校運営等

- (1) 児童生徒の安全管理と健康の保持・増進を図るため、教職員は、必要な情報を理解し共有する。
- (2) 児童生徒の実態に即した教育内容及び指導方法の開発に努める。
- (3) 障がいの重度・重複化・多様化傾向に応じて、既存施設設備の再配置や利用制限等柔軟な対応で有効利用を図る。
- (4) 小中高の一貫した継続性のある進路指導を進めるとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (5) 学校評価に学校教育自己診断と学校協議会の意見等を反映させる。
- (6) 地域に信頼される学校をめざして、開かれた学校づくりをより一層進め、特色ある教育活動を展開する。
- (7) 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」については、本人、保護者の願いに応えるため、作成することから活用することをめざす。
- (8) 発達検査は原則として3年毎に行い、「個別の指導計画」や、「個別の教育支援計画」作成に生かし、様々な指導に生かせるよう、記録し整備していく。